

福岡市エコ発する事業補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 補助金（第3条－第14条）
- 第3章 補助対象事業の範囲が単一区内の場合の補助金の特例（第15条－第19条）
- 第4章 雜則（第20条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、環境市民ファンドを活用した、エコ発する事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 市民団体が自ら、発意・企画し、自主的に取り組む環境保全活動に対し補助金を交付することにより、福岡式循環型社会の構築をはじめとする環境の保全及び創造を推進することを目的とする。

第2章 補助金

（補助対象団体）

第3条 補助金を交付する対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5名以上で組織された市民団体、NPO法人又は市長が特に認める団体
- (2) 自ら、発意・企画し、自主的にこの要綱の目的に沿った環境保全に関する実践活動を行う団体
- (3) 福岡市内に事務所又は連絡場所を有し、かつ、主たる活動を福岡市内で行っている団体
- (4) 営利活動、宗教活動又は政治活動が主たる目的でない団体

2 補助対象団体は、公募により募集する。

（暴力団の排除）

第4条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助金の交付を受けた団体（以下「補助団体」という。）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助団体に対し当該申請者又は当該補助団体（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助対象事業）

第5条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が行う事業であって、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) ごみ減量・リサイクル事業
- (2) 環境学習・啓発事業
- (3) 環境保全事業
- (4) 環境美化事業
- (5) その他この要綱の目的に適合する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象外とする。

- (1) 福岡市の他の補助金の交付を受けている事業
- (2) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) その他市長が適当でないと認めた事業

（補助対象経費）

第6条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、別表に掲げる経費及び補助対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費については、補助対象外とする。

（補助金の内容）

第7条 補助金の内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金額は補助対象経費の4分の3以内とし、100万円を上限とする。
- (2) 補助期間は、3年以内とする。ただし、市長が特に認める場合は、2年を上限に延長することができることとし、補助金額は4年目が補助対象経費の3分の2以内で上限額が90万円、5年目が補助対象経費の2分の1以内で上限額が80万円とする。
- (3) 補助金額の千円未満の額は切り捨てとする。

（補助金の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、エコ発する事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 資金計画書

- (4) 実施団体の規約、役員名簿及び直近の収支決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(評価機関の設置)

第9条 補助金交付の適正な運用を図るため、専門家等から意見を聴取する機関として「福岡市エコ発する事業評価委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、第8条の申請があったときは、委員会の意見を聴き、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することを決定したときは、エコ発する事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を、補助金を交付しないことを決定したときは、エコ発する事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）を当該申請団体に交付するものとする。
- 3 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助事業の変更)

第11条 補助団体は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめエコ発する事業補助金交付変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微の変更を除く。）をするとき
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するとき
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しないとき

(関係書類の整備)

第12条 補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- 2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(実績報告)

第13条 補助団体は、事業が完了したときは、速やかにエコ発する事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
- (2) 事業の経過又は成果を証する書類等市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを、エコ発する事業実績調査確認書（様式第5号）をもって調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助団体にエコ発する事業補助金確定通知書（様式第6号）をもって通知しなければならない。

第3章 補助対象事業の範囲が単一区内の場合の補助金の特例 (補助対象事業の範囲が単一区内の場合)

第15条 補助対象事業の範囲が単一区内の場合の補助金については、第16条から第19条の規定による。

(読み替え)

第16条 第2章の規定（第7条、第9条及び第10条第1項を除く。）は、補助対象事業の範囲が単一区内の場合について準用する。この場合においては、「市長」とあるのは、「区長」と読み替えるものとする。

(補助金の内容)

第17条 補助金の内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金額は補助対象経費の4分の3以内とし、50万円を上限とする。
- (2) 補助期間は、3年以内とする。ただし、区長が特に認める場合は、2年を上限に延長することができるることとし、補助金額は4年目が補助対象経費の3分の2以内で上限額が40万円、5年目が補助対象経費の2分の1以内で上限額が30万円とする。
- (3) 補助金額の千円未満の額は切り捨てとする。

(補助金の交付決定)

第18条 区長は、第8条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

(評価機関の設置)

第19条 区長は、前条の審査に必要な意見を聞くための機関を設置し、意見を聞くことができる。ただし、前条の申請が補助期間の延長に係るものである場合においては、当該機関を設置し、意見を聞くものとする。

第4章 雜則

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年度に限り、継続2年目以降の事業にかかる補助金額については、第7条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、改正前の要綱に基づく補助率、3年目まで5分の4、4年目4分の3、5年目3分の2を適用する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

別表 補助対象外経費

経費区分	内容
人件費	団体内部の賃金、イベントでの動員謝金等。
団体の経常的な運営費 (光熱水費、修繕料、 役務費など)	事務室の賃借料、コピー機のリース料、電話加入権の購入経費等。
事業内容自体の委託費	事務、企画、運営、調査など事業の中心となる部分の委託にかかる経費。
食糧費	打ち上げ・懇親会等における飲食費。 ただし、事業実施のため必要な、昼食代、弁当代、茶菓代は補助対象とし、限度額を設定する。 ・昼食代・弁当代 一人500円以内（ただし、講師については、一人1,000円以内とする。） ・茶菓代 一人200円以内

備品購入費	購入価格が1万円以上、かつ耐用年数が1年以上の物品の購入費。ただし、補助対象事業の目的達成のために特に効果的であって、購入する方がリース又はレンタルよりも安価である場合に限り、10万円を上限に補助対象とする。
旅費	事業実施のため必要なスタッフの交通費は1日往復1,000円を上限に補助対象とする。
報償費	・記念品の購入費。 ・講師に支払う謝礼金については、職員研修所講師謝礼単価表の額を上限に補助対象とする。
印刷・宣伝・広告費	ホームページの制作・管理・運営等経費。 ただし、補助対象事業の目的達成のために特に効果的であって、団体のホームページと一体となっていないものに限り、10万円を上限に補助対象とする。